



# 協会通信

発行／社団法人 日本民宿協会  
〒162-0086  
東京都新宿区百人町2-21-4  
渡辺ビル2B TEL : 03-6659-6292  
E-mail : info@minshuku.or.jp  
URL : http://www.minshuku.or.jp/

2013年 ～夏・秋号～

## ◆特別警報の種類

		発表の基準
	大雨	「50年に1度」の雨量となる恐れがある
	台風	風速50 <small>km/h</small> 以上の強い台風や温帯低気圧
	暴風高潮波浪	
	大雪	「50年に1度」の積雪量
	暴風雪	風速50 <small>km/h</small> 以上の強さの台風並みの温帯低気圧で、雪を伴う暴風
	火山	人が住む地域に重大な被害の恐れ。現在の噴火警戒「レベル4以上」
	地震	現在の緊急地震速報で「6弱以上」
	津波	内陸部まで津波が押し寄せる恐れ。現在の「大津波警報」に該当

観光庁より、気象庁・国土交通省渇水対策本部からの情報の周知依頼がありました。

大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけています。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、東日本大震災における大津波や、「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、宿泊客、及び従業員の命を守るための行動をとって頂きます様宜しくお願い致します。

## 【気象庁「特別警報」の運用開始】

観光庁より、気象庁・国土交通省渇水対策本部からの情報の周知依頼がありました。

大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけています。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、東日本大震災における大津波や、「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、宿泊客、及び従業員の命を守るための行動をとって頂きます様宜しくお願い致します。

## 【山梨県の警察署より事件解決の協力依頼がありました】

山梨県内において強盗致傷事件が発生。被害者が民宿を利用する可能性が認められるとのことで、各施設様に周知致します。

手配書を同封致しますので、捜査協力をお願い致します。

## ●会員の皆様へ●

### 《民宿旅館賠償保険について》

◎協会以外で加入の施設様へ

観光庁の定期検査が必要となりますので、保険証書のコピーを9月16日(月)迄にFAXにてご送付頂きます様お願い致します。



### 《お知らせ》

・前期会費(10月分)翌年3月分の請求書を同封致しました。ご対応の程、お願い致します。

（経理課）

・窓口業務は平日10時から17時となっております。  
(土日祝日は休業)

